

議事録第3号

ソ連共産党中央委員会政治局チェルノブイリ原発事故対策特別作業班会議

1986年5月1日

出席者：

ソ連共産党中央委員会政治局員	同志	ルイシコフ N . I . リガチョフ E . K . ヴォロトニコフ V . I . チェブリコフ V . M .
ソ連共産党中央委員会政治局員候補	同志	ドルギフ V . I . ソコロフ S . L .
ソ連共産党中央委員会書記	同志	ヤコブレフ A . N .
ソ連内務相	同志	ヴラソフ A . V .

会議招致出席者：

ソ連科学アカデミー総裁	同志	アレクサンドロフ A . P .
ソ連保健省第1次官	同志	シチェーピン O . P .
ソ連科学アカデミー副総裁	同志	ヴェリホフ E . P .
ソ連国防省第1次官	同志	アフロメエフ S . F .
ソ連国防省次官	同志	アルトゥニン A . T .
ソ連医学アカデミー準会員	同志	ヴォロビヨフ A . I .
ソ連外務省次官	同志	コヴァリョフ A . G .
中規模機械製作省第16総局長	同志	クリコフ E . V .
中規模機械製作省第1次官	同志	ペトロシヤンツ A . M .
ソ連共産党中央委員会重工業・エネルギー部長	同志	ヤストレボフ I . P .
ソ連共産党中央委員会重工業・エネルギー部次長	同志	フロリシェフ V . M .

1. 事故被災者に対する医療の実施について

この問題に関するシチェーピン同志並びにブルガコフ同志の情報は、不十分なものとする。ソ連保健省が、現地から得られる情報の然るべき調査・分析を行ってこなかったことを注視する。

この件に関し、早急に是正措置を講じるようシチェーピン同志に要請する。また、ソ連保健省に対し、放射線レベルが上昇した地区に住む市民への、検診及び治療実施指揮本部を設置するよう委任する。その本部の長は、同志シチェーピン氏が務めるものとする。彼には、日毎、小児を含む入院患者数及び放射線被曝症と診断された患者数についてのデータを特別作業班に報告するよう任ずる。この問題に関する政府決定案をとりまとめることとする。

対外貿易省（アリストフ同志）は、ソ連保健省の用意したリストに示される医薬品の必要量を外国で買い付ける契約を直ちに結ぶこと。

ソ連保健省（シチェーピン同志）は、放射線被曝症患者の治療分野で代表的な一連の医学者、専門家のソ連入りの申し入れについて検討する。また、特別作業班の審議のため、勧告を提示すること。

2. 政府委員会メンバー交替要員のチェルノブイリ原発への派遣について

政府委員会メンバーの交替要員をチェルノブイリ原発に派遣することは、適当と認める。その長にシラエフ同志を任ずる。委員会の新メンバーは、5月2日に現地へ飛ぶものとする。

3. 外国記者との会見について

そうした記者会見を開くことは、適当と認める。その準備及び実施について、シチエルビナ、コヴァリョフ、アレクサンドロフ、ペトロシヤンツ、イズラエリ、ブレンコフの各同志に一任する。記者会見開催の日時については、必要なデータを全て取り揃えた後、確認する。

4. 事故現場地区へのソビエト記者の派遣について

当該地区で通常の生活が営まれていることを示す、記事及びテレビ放送の材料を準備することを目的とし、チェルノブイリ原発近隣地区へソビエトの記者たちを派遣する。

5. チェルノブイリ原発近隣地区における除染作業の展開について

チェルノブイリ原発地区では、国防省化学防護部隊によって人および技術機材の除染作業が開始されたとの、アフロメエフ同志の報告を了解する。

2600人の人々と400台の自動車の処置が行われた。また、除染ポイント16個所が設けられた。さらに、管理区域の拡大のため、新たな軍部隊が至急編成されている。

6. ゴメリ州の冶金工場建設現場における外国人専門家の仕事について

当該工場の建設作業に従事するオーストリアの労働者および専門家らが、仕事に出ることを拒否しているとの、ヤストレボフ同志の報告を了解する。その企業の代表者によれば、彼らの本国への脱出避難が準備されているとの由。現地へは、放射線測定を実施するためオーストリアの専門家1名が空路発った。

ソビエトの専門家たちとオーストリア企業の代表者による共同作業の実施に関する措置を講じるよう、ヤストレボフ同志に任す。

7. 新聞発表について

チェルノブイリ原発の状況に関する次回政府発表のテキストを承認する。

ソ連閣僚会議総務局 総務課 13 印

N. ルィシコフ